

工事費内訳書の入札時提出の
取扱いに関するQ & Aについて

中川郡池田町企画財政課

工事費内訳書の入札時提出の取扱いに関するQ & Aについて

No.	質問内容	回答
◎内訳書の入札時提出の取扱いを定めた経緯		
1	工事費内訳書提出の取扱いを定めることとなったのはどのような経緯からか。	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され工事費内訳書の提出が義務づけられました。
◎対象工事等の範囲		
2	対象とする工事の範囲はどこまでか。	対象とする工事は競争入札を行うすべての工事が該当します。
◎内訳書の提示方法		
3	別に示す内訳書は、指名通知発送時に同封するのか、又は公示用設計図書に添付するのか。	公示用設計図書に添付することを標準とした取扱いとします。
◎内訳書提出の時期		
4	入札参加者は参加するすべての入札で内訳書を用意することになるのか。	入札参加者は、参加するすべての入札について内訳書を持参する必要があります。そして、入札当日の第1回目の入札時に入札書と同封して提出する必要があります。再度入札には内訳書の提出は不要です。
◎内訳書の記載方法及び提出方法		
5	内訳書が複数枚になる場合、代表者の割印が必要になるのか。その時、割印漏れは無効入札になるのか。	取扱要領に規定する無効入札に該当しないことから、複数枚となっている内訳書に割印がない場合であっても有効となります。
6	業者が独自に作成した積算内訳書には、最低限必要な要件としてはどのような項目があるのか。	内訳書提出者の記名押印、当該内訳書に係る入札を特定するための工事等の名称のほか、町が別に示す内訳書様式の項目が全て記載されていれば問題となりませんが、当該項目に不備があった場合は、無効となりますので注意が必要です。

No.	質 問 内 容	回 答
7	町が示した内訳書の項目の一部が記載されていない場合、2項目を1項目にまとめた場合など、示した項目の内容と異なる内訳書は無効になるのか。	町が示した内訳書の項目の全てが記載され、金額についても記載される必要がありますので、この場合は、無効となります。
8	提出要領第6条(9)にある「入札者（代理人をして入札した場合にあっては当該代理人）」以外の者が内訳書を提出した場合」において、例えば入札書は入札者（代表者）名で行い、内訳書は代理人名で提出のあった場合（又はその逆）の入札は有効か。	この規定は、入札書提出の代理人と内訳書提出の代理人が異なることを禁止する趣旨です。したがって、ご質問の場合は、無効となります。
9	提出者の押印による内訳書金額（項目ごと及び合計）の訂正は、無効の要件に該当するのか。また、訂正印がない場合はどうか。	内訳書の記載内容（金額を含む。）の訂正は可能です。この場合、訂正箇所には訂正印を押印することが適当ですが、訂正印がないことにより無効となるものではありません。
10	内訳書に記載された合計金額について、単純なケタ違い等の錯誤をした場合はどうなるのか。	内訳書の合計金額のケタ違いなどにより入札書記載金額と異なるときは、無効となります。
11	内訳書を、封筒に入れて提出する目的は何か。	内訳書の合計金額と入札書の額が同額であることから、入札書と同様に公正性保持のため封書の上、提出することとしたものです。

No.	質 問 内 容	回 答
12	<p>内訳書の記名押印は、代表者名、代表者印のみが有効か。入札参加者（会社）の代表者印や委任を受けた代理人でも可能か。可能とした場合、委任状の記載方法は、「内訳書の作成及び提出」の文言を明記する必要があるのか。また、その委任内容が記載されていない委任状のときは、無権代理人として無効の扱いとなるのか。</p>	<p>内訳書の提出について、委任状より委任されているのであれば、代理人による提出は可能です。その場合、委任状には「入札書の提出に関すること」又は「入札に関する一切の件を委任する」旨の記載があれば、内訳書の提出も委任されているものとします。</p> <p>なお、入札者（代理人をして入札した場合にあっては当該代理人）以外の者が内訳書を提出した場合は、提出要領により当該入札は無効となります。</p> <p>代理人が入札を行う場合、入札書には代理人の記名押印が必要ですが、このとき一緒に提出する内訳書は、代表者名押印された内訳書か代理人名押印された内訳書のどちらでもよいことといたします。代表者本人が入札する場合は、提出する内訳書は代表者名押印された内訳書だけです。</p>
13	<p>内訳書の記載は、自筆、パソコンのいずれでも良いのか。</p>	<p>内訳書の記載は、自筆、パソコンのいずれでも差し支えありません。</p>
14	<p>積算内訳書に表紙をつける会社とそうでない会社があり、この場合、表紙をつける会社は表紙に記名押印され、内訳書には記名押印されていない場合もあると思うが、どこかに記名押印されていれば良いのか。</p>	<p>表紙、内訳書のいずれかに住所、社名、代表者名、代理人等記名押印があれば、差し支えありません。</p>

No.	質問内容	回答
15	内訳書に記名押印を求める考え方は何か。	内訳書については入札書とは別に提出させることから、当該内訳書の提出者を特定し入札者が作成したものであるかを確認するため、記名を必要とし、その表示された意思（内訳書の記載内容）が真正なものであるとの証明とその責任の負担を証するため押印を必要としているものです。
16	封書に表記する自己の氏名とは提出者の氏名で良いのか。	入札書の封筒と同様に、内訳書提出者がある程度特定できる表記（提出者名、会社名など）であれば差し支えありません。
17	内訳書の記名押印は誰のものか。入札書と同様に代理人等も表記することとするのか。また、共同企業体の場合はどの様に表記するのか。	内訳書の記名押印は、入札者（代理人をして入札をする場合は当該代理人）が行うこととなりますが、その具体的な記載方法については入札書の例によってください。
◎内訳書の内容確認		
18	値引きは可能か。可能である場合、値引き額に上限はあるのか。	町が示した内訳書に値引き欄を加えることを認めます。 値引き額に上限はなく、そのことを持って無効入札とはなりません。
◎無効の取扱い		
19	提出要領第6条(1)の「内訳書が未提出の場合」は、提出がなかった者の入札「札」の無効となるのか。	ご質問のとおり、その入札の札が無効になります。